

菅首相による日本学術会議会員の任命拒否に関する声明

菅義偉首相が日本学術会議によって推薦された6人の会員候補者の任命を拒否したことについて、大学評価学会は日本学術会議の協力学術研究団体の一つとして、以下の見解を表明する。

日本学術会議は、「わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的」（日本学術会議法、第2条）としている。また「独立して…職務を行う」（同、第3条）ために、この会議は「優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、……内閣総理大臣に推薦」（同、第17条）し、会員はその「推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」（同、第7条2）ことになっている。

ところが今回、政府は日本学術会議が「内閣総理大臣の所轄」（第1条2）であることを根拠にして、任命の拒否を正当化した。しかも任命の拒否の理由は明らかにされていない。これは日本学術会議法の趣旨に反する対応であり、これまで日本学術会議の会員の任命に際して政府がとってきた方針とも異なっている。1983年に会員の選出が公選制から推薦制に変更された際にも、推薦された者を任命していくという国会答弁がなされている。

日本学術会議は、文化国家の基礎となる科学＝学問を打ち立てることをめざし、学術の諸分野の発展を支え、科学研究の成果を社会に役立てることに尽力してきた。これらの役割は今後もますます期待されている。

しかしそのためにも、憲法23条にある「学問の自由」が保障されねばならない。なぜならこの自由は学者のみならず、市民の権利あるいは普遍的かつ不可侵の人権だからである（菅首相は10月5日の会見で、会員は「公務員」であることを理由に任命拒否を正当化した。公務員も人間であるかぎり学問の自由、言論の自由は保障されている）。今回の任命拒否は、学問の自由への国家の介入や統制を危惧させるばかりでなく、この権利の重大な侵犯であり、民主主義の根幹を揺るがすものである。

大学評価学会理事会は、この問題について日本学術会議が10月2日に提出した「第25期新規会員任命に関する要望書」に賛同する。そして菅首相が会員候補者が任命されない理由を明確に説明すること、及び6人の候補者をすみやかに任命することを求める。

2020年10月12日

大学評価学会理事会